

高齢者運転免許返納支援事業

70歳以上の高齢者が自主的に運転免許を返納するとバス・タクシーなどで利用できる1万円分の助成券が交付されます。

【問合せ：三島市地域協働・安全課
983-2651】

対象者 ※以下の①～③全てに該当する人

- ①70歳以上の方（運転免許返納時に三島市に住民登録している方）
- ②有効期間内に運転免許証を自主返納した方
- ③運転免許証を返納してから6か月以内の方

＜注意＞自主返納とは、有効期間内に運転免許証を返納することで、既に失効した運転免許証は自主返納とはなりません。



窓口

三島市地域協働・安全課

場所：三島市役所 中央町別館 2階（三島市中央町5-5）

手順

《本人》運転免許証返納申請 ～三島警察署窓口で～

①「バス・タクシー・伊豆箱根鉄道利用助成券」のみ申請する方

①「バス・タクシー・伊豆箱根鉄道利用助成券」を申請する方
②「公的身分証明書」が必要な方
③タクシー1割引きサービスを利用する方※2

↓＜無料＞

↓＜手数料1,100円＞

①「申請による運転免許の取消通知書」を受け取る。
②返納後、警察署から「無効確認を受けた免許証」（裏面に取消された旨の記載あり）を受け取る。※1

①「申請による運転免許の取消通知書」を受け取る。
②「運転経歴証明書」を取得する。※3

※2 静岡県タクシー協会に加盟したタクシーで、65歳以上の方が「運転経歴証明書」を提示するとタクシー運賃1割引きのサービスが受けられます。

※3 「運転経歴証明書」は公的な身分証明書として使えます。

※1 返納時に②「返納後、警察署から無効確認を受けた免許証」は申請しないともらえません。

《本人または同居人》公共交通利用助成券交付申請 ～市役所の窓口で～

＜申請に必要なもの＞

- ①「申請による運転免許の取消通知書」
- ②「無効を受けた免許証」または「運転経歴証明書」

※同居人が申請する場合は、申請者と住所が同一である証明が必要です。

※申請期間は返納してから6か月以内です。※申請は1回限りです。

《原則即時交付》1万円分の利用助成券交付（100円券×100枚）

利用できる交通機関や利用方法など

■バス…せせらぎ号・なかざと号・きたうえ号・ふれあい号・伊豆箱根バス・富士急シティバス・東海バスオレンジシャトル（精算時に助成券を渡してください。）

■タクシー…三島合同タクシー・富士急静岡タクシー・伊豆箱根タクシー・伊豆箱根交通・ベルタクシー・平和タクシー・風（精算時に助成券を渡してください。）

■鉄道…伊豆箱根鉄道駿豆線（窓口で助成券を出して、乗車券に換えて乗車してください。）

■その他共通事項

- ・1回の利用枚数の制限はありません。
- ・申請した翌年度末まで利用できます。
- ・定期券・回数券の購入には利用できません。
- ・お釣りはできません。
- ・本人以外は使用できません。

三島警察署

市役所地域協働・安全課